

国土交通省トラック荷主特別対策室主催

「トラック物流2024年問題」

に関するオンライン説明会【第20回】開催

開催日時：令和7年3月19日(水) 10:00,15:00 (同日2回開催)

事前アンケートページ

開催の都度、物流改善に向けたアンケートを実施しています。是非ご協力ください。



直接参加用
二次元バーコード

(ご提供している情報 (一部))

- ・改正物流効率化法、貨物自動車運送事業法施行に向けた検討状況
 - ・標準的な運賃・料金改正、標準運送約款改正について
 - ・トラック運送の原価計算、価格交渉 (運賃交渉) ノウハウ・事例紹介
 - ・各トラック運送事業者、荷主事業者等参加者の問題意識共有。取組みご紹介 など
- 運賃交渉に活用いただける資料なども提供しています！**

(今月のNEWS) 改正物流法の一部が施行されます(R7.4.1~)。

【改正物流2法のうち令和7年4月に施行される内容】

① 物資の流通の効率化に関する法律(R7.4.1より改称) 関係

- 全ての荷主・物流関係事業者に**判断基準**※に基づく物流効率化の努力を義務付け。

— 物流効率化のために取り組むべき措置に関する判断基準 —

努力義務の取組例を示したもの (判断基準と違う方法が有効的であればそちらを選択しても良い。) 。より詳細な「解説書」も策定。

① 積載効率の向上

- ・共同輸配送や帰り荷の確保
- ・適切なリードタイムの確保
- ・発送量・納入量の適正化 等



(例)地域における配送の共同化

② 荷待ち時間の短縮

- ・トラック予約受付システムの導入
- ・混雑時間を回避した日時指定 等



(例)トラック予約受付システムの導入

③ 荷役等時間の短縮

- ・パレット等の輸送用器具の導入
- ・タグ等の導入による検品の効率化
- ・フォークリフトや荷役作業員の適切な配置 等



(例)パレットの利用や検品の効率化

② 貨物自動車運送事業法関係

- 真荷主、トラック事業者間の**運送契約には書面の相互交付**を義務付け。
- 元請トラック事業者には**実運送体制管理簿の作成・保存**を義務付け。
- **他の運送を利用する事業者には書面の交付**を義務付け。
- 他の運送を利用する一定規模以上のトラック事業者には、**運送利用管理規程の作成、運送利用管理者選任**を義務付け。
- **貨物軽自動車運送事業に係る安全対策**(安全管理者選任、届出、講習受講運転者台帳作成、保存等)

「いつも荷待ちをさせられる
「こんな作業までさせられている。」
「運賃交渉に応じない。」

などの荷主等に関する
お困りごとは、**目安箱**への
投稿をお願いします。



目安箱リンク